

企業再建のための特定調停のご紹介

野上昌樹
Masaki Nogami

PROFILEはこちら

1 私的整理と特定調停

(1) 私的整理とは

弁護士が企業(事業)の再建に関する事案を受任した場合、まず、私的整理が可能であるかを検討します。

私的整理とは、民事再生手続などの法的再建手続を利用することなく、主に金融債権者との合意により、債権債務の整理を行うことです。まず私的整理を検討する理由は、民事再生手続などの法的再建手続を利用すると、①経営不振に陥っていることが広く販売先や一般消費者に伝わり、信用不安が高まること、②取引債権者に対する買掛金の支払いが棚上げになり大幅な債権カットが行われるため、従前の取引関係を維持することが困難になることにより、申し立てた企業の事業価値が大幅に毀損することが通常だからです。事業価値が毀損すると、債権者に対する弁済も減少することは言うまでもありません。

一方、私的整理は、金融債権者のみを対象に原則非公開で実施されるため、①私的整理をしていることが広く知れ渡り信用不安が高まることはなく、②取引債権者の取引債権は約定どおりに支払われるため取引関係に影響もありませんので、申し立てた企業の事業価値は維持されることになります。

私的整理には、第三者機関を全く利用しない「純粹私的整理」と、第三者機関の関与のもと一定の準則に従って手続が実施される「準則型私的整理」があります。「準則型私的整理」の代表的なものは、事業再生ADR¹、REVIC(地域経済活性化支援機構)²による再生支援手続、中小企業再生支援協

議会³による再生支援事業が挙げられます。

リスク(金融債務の元金支払を棚上げし利払いのみを行うこと)のみで再建が達成できる場合は「純粹私的整理」にて処理することも多いですが、金融債務が過剰な状況で債権カットを受ける必要がある場合には、債権カットを行った場合に金融機関に無税償却が認められるなど税務上の処理が明確である「準則型私的整理」を活用することになります。

(2) 特定調停とは

特定調停は、債権債務の整理のために裁判所で行われる民事調停の一種であり、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(「特定調停法」)を根拠法令とし、主に金融債権者との合意により、債権債務の整理を行います。

私的整理の一種にあたりますが、裁判所を活用するという点にその特色があります。第三者機関を利用する点では「準則型私的整理」に類しますが、特定調停には、明文化された準則があるわけではなく、「準則型私的整理」そのものではありません。

特定調停は、個人の多重債務者が借入債務を整理するために用いられることが多く、最近では、企業が破産や民事再生をした場合に、保証人である代表者の債務整理を経営者保証に関するガイドラインに沿って行うためにも活用されていますが、案件数は多くないものの、企業(事業)再建のための手段としても活用されています。

1: <http://turnaround.jp/adr/index.php>ご参照

2: <http://www.revic.co.jp/business/regen/index.html>ご参照

3: (東京の場合) <https://www.tokyo-cci.or.jp/regene/saisei.html>ご参照

2 地方裁判所における企業再建のための特定調停の運用状況について⁴

特定調停は民事調停の一種であり、その特則となっているため、手続は、特定調停法や特定調停手続規則だけでなく、民事調停法、民事調停規則によっても律されます。

特定調停は、簡易裁判所で、調停委員会を調停機関として実施されることが通常ですが、東京地方裁判所や大阪地方裁判所では、企業再建のための特定調停を、倒産専門部に所属する事業再生に通暁した裁判官の関与のもと実施しています。

当該特定調停は一般的にはあまり知られておらず、活用事例も多くありませんが、当職は、後述の理由により、もう少し活用されることが望ましいと考えています。

(1) 申立てについて

まず、申立てにあたっては、裁判所での事前相談が必要です。事前相談にあたっては、企業(事業)再建のための事業再生計画案が存在していることが前提とされており、事前相談前に、現在の財務状況、現在に至る経緯、金融債務の負担状況を踏まえた財務状況等を分析するために、会計士による財務デューデリジェンス(DD)を行い、それを踏まえた事業再生にかかる事業再生計画案を策定しておく必要があります。しかし、金融債権者に私的整理の申し出をする際にも同様の準備が必要となるので、上記負担は特定調停固有のものではありません。

ちなみに、特定調停に関しては、特定調停法及び特定調停手続規則により、原則申立てと同時に、申立人の資産負債その他の財産状況や損益、資金繰り、金融債権者の状況等を明らかにする必要があることが明示されています。

企業再建のための特定調停と同時に、経営者保証に関する

ガイドラインに基づいて代表者の保証債務の整理をする特定調停を申し立てることが多いと思いますが、この保証人に関する特定調停も、企業再建のための特定調停と並列的に審理をする前提で地方裁判所にて受理されます。保証人についても、DDを行い、弁済計画案を事前に策定しておく必要があります。

(2) 調停機関や調査嘱託について

次に、調停の進行ですが、大阪地方裁判所では、調停機関としては裁判官が単独で行っているとのことであり、申立人から提出された事業再生計画案の合理性や相当性について、事業再生に通暁した弁護士に調査嘱託⁵を行っているとのこと。

調査嘱託については、民事再生手続における監督委員の経験者である弁護士が受嘱することが通常であり、当該弁護士は、計数関係を精査するために公認会計士を補助者として利用することが多いと思われます。

また、調査嘱託に必要な費用は、負債額が同規模の民事再生手続における監督委員の費用を上限として事案に応じて決められているようであり、関係会社が複数にわたる場合などについては単純に加算するのではなく一定の配慮をいただけるのではないかと思います。私の感触では、負債総額が20億円くらいの企業であれば、費用は、事案や事情に応じて200万円から400万円までの範囲といったところです。⁶

(3) 調停期日について

具体的な期日の進行ですが、第1回調停期日は、事業再生計画案の説明をし、申立人から調査嘱託を申し立て、同日付けで受嘱弁護士を決定する。受嘱した弁護士は、第2回調

4: 近時の実務については、川畑正文他「はい6民です お答えします 倒産実務Q&A」第2版Q159(645頁以下)において大阪地方裁判所での最近の取扱いが公表されているので、裁判所実務についてはこれを参考にしている。

5: 裁判所は、必要な調査を官庁などの団体に嘱託することができます。

6: 準則型私的整理については、いずれも相応の手続費用がかかりますので、特定調停が特に高額ということはないと思われます。

調停日までの間に、金融債権者からの意向聴取、申立人からのヒアリング、会計帳簿の調査等を行い、事業再生計画案の合理性、相当性について意見書を作成し、期日前に提出する。第2回調停期日では、受嘱弁護士から意見書の説明を行う。第3回調停期日において、事業再生計画案、調停条項に対する賛否を問うといった流れが最も順調に進んだ場合かと思われます。

このような順調に進行するケースの場合であっても、第1回と第2回の間は、受嘱弁護士の調査や意見書作成のため、2か月程度は最低でも必要になります。また、第2回と第3回の間は、金融機関が取締役会等で債権放棄のための稟議を上げる必要があるところ、通常そのような会議は月に一度程度しか開催されないため、最低でも1か月は間隔をあける必要があります。

通常は、当初想定していなかった様々な問題が生じますので、上記のとおり順調に推移することは難しく、調停条項に対する賛否を問う調停期日までの間に、そのような諸問題を解決するため、調停期日を重ねることになるのが通常と思われます。

(4) 調停の成立に向けて

調停期間も、申立人代理人弁護士は、金融債権者を訪問して事業再生計画案を説明し、賛成してもらえるよう説得活動を進めることとなります。しかしながら、受嘱弁護士から事業再生計画案について合理性も相当性もあるとの意見書が提出されているにもかかわらず、どうしても賛成してもらえない金融債権者が一部出てくる場合があります。

一部の金融債権者が反対するなどして調停が成立する見込みがない場合には、裁判所は決定により調停条項を定めることができます。この決定は民事調停法第17条に基づいて

発令されるため「17条決定」と呼ばれています。

この点、大阪地方裁判所では17条決定を発令したことはないとのことですが、金融債権者からは、積極的に同意はしにくい17条決定の発令を受ければ、それに対して異議申立はせず消極的には受け入れる用意があると言われることも多く、東京地方裁判所では、そのような場合に発令することもあるとのこと。この辺りは各事件の個別事情に大きく関わる話で一般化はできないと思われますが、十分裁判所と協議をしておく必要がある点と思われます。

(5) 金融機関にとっての税務上の取扱い

金融債権者にとって最大の関心事は、事業再生計画案に基づいて債権放棄を行った場合に無税償却できるかという点になりますが、地方裁判所による企業再建のための特定調停は、法人税基本通達9-6-1(3)ロ「行政機関又は金融機関その他の第三者のあつせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの」⁷に該当するものとして⁸、損金処理が認められるものと考えています。

3 若干の感想

当職が地方裁判所による企業再建のための特定調停の申立てに関与して感じたことは、特定調停は、債権放棄を受けなければならない事案において、債務者が比較的主体性をもって手続を進めることができる有用な手続であるということです。もちろん、他の準則型私的整理においても主体的に手続を進めることができるものはありますが、比較的中庸な費用で、柔軟な手続運用がなされるなど、他の手続と比較して活用しやすい面が多々あると考えています。また、積極的に賛成しにくい事情があるものの受入れはやむなしと考えている金融債権者が存在することは比較的多くの事例で見られます

7: 法人税基本通達9-6-1(3)イ「債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの」

8: 国税庁HPの質疑応答事例・法人税「法人税基本通達9-6-1(3)ロに該当する貸倒損失(特定調停)」(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/14/03.htm>)

ので、前記の17条決定が積極的に運用されれば、特定調停の意義は更に高まります。

このように考えると、裁判所という最も中立公平であると認められている機関を活用できる特定調停のメリットは相当高いように思います。

もちろん、先行事例が少ないことから、金融機関や裁判所も経験が少なく、まずは関係者にとって受け入れられやすい事案から導入していくといった工夫が必要になると思われますが、地方裁判所による企業再建のための特定調停が今まで以上に活用されることで、事業価値の毀損を避けるための私的整理に古くて新しいメニューが加わることになればよいと考えています。